

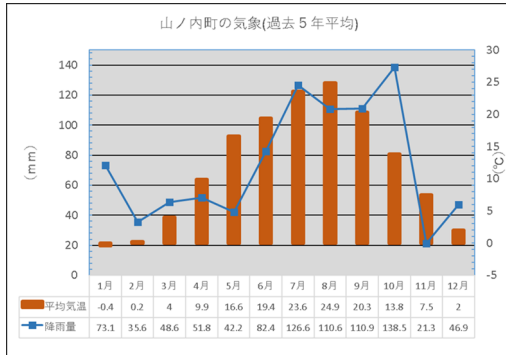
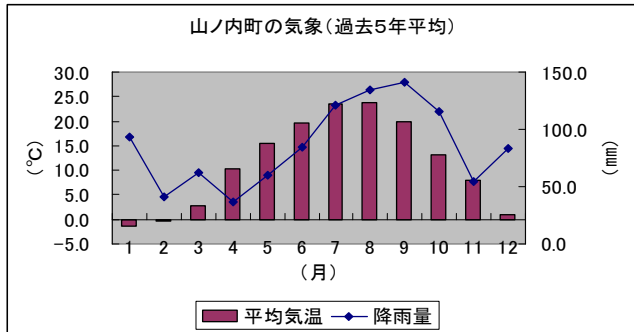
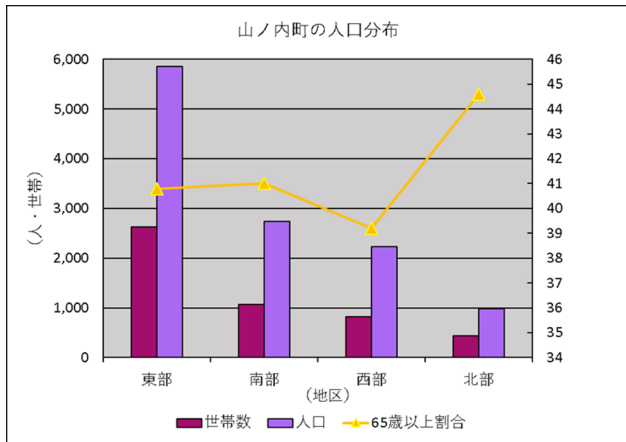
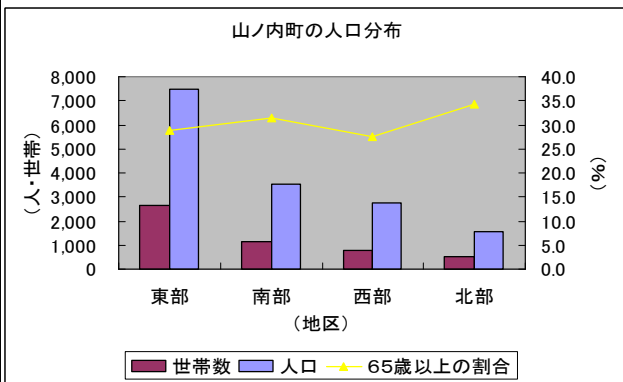
市町村国民保護計画の変更に係る新旧対照表

市町村名	山ノ内町
国民保護計画変更希望時期	令和3年11月

※ 関係する資料がある場合には適宜添付してください。

※ 変更箇所を朱書き、下線してください。

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
記入例	P.27 第2編第2章	避難施設関係	5 避難施設の指定への協力 市(町村)は、県が行う避難施設の指定に際しては、 <u>施設の収容人数、構造、保有設備等の</u> 必要な情報を提供するなど県に協力する。	5 避難施設の指定への協力 市(町村)は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
1	P3 第1編第2章	基本方針	(5) 国民の協力 町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。 <u>この協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないものとする。</u> また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。	(5) 国民の協力 町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。 <u>また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
2	P3 第1編第2章	基本方針	(6)高年齢者、 <u>障がい者</u> 等への配慮及び国際人道法の的確な実施 町は、国民保護措置の実施に当たっては、高年齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	(6)高年齢者、 <u>障害者</u> 等への配慮及び国際人道法の的確な実施 町は、国民保護措置の実施に当たっては、高年齢者、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	文言の整理
3	P5 第1編第4章	地形	(1) 地形 町は、長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあって、西は高社山と箱山支脈を境として中野市に隣接し、北は木島平村及び下水内郡栄村に接している。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は群馬県と <u>県境をなしている。</u>	(1) 地形 町は、長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあって、西は高社山と箱山支脈を境として中野市に隣接し、北は木島平村及び下水内郡栄村に接している。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は群馬県と <u>接している。</u>	文言の整理

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由																																																																														
4	P5 第1編第4章	気候	(2) 気候 町の過去5年間(平成28年～令和2年)の年平均気温は11.7度となっているが、夏は30度以上、冬はマイナス10度以下と年間の寒暖の差が大きくなっている。  <table><caption>山ノ内町の気象(過去5年平均)</caption><tr><th>月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th></tr><tr><td>平均気温</td><td>-0.4</td><td>0.2</td><td>4</td><td>9.9</td><td>16.6</td><td>19.4</td><td>23.6</td><td>24.9</td><td>20.3</td><td>13.8</td><td>7.5</td><td>2</td></tr><tr><td>降水量</td><td>73.1</td><td>35.6</td><td>48.6</td><td>51.8</td><td>42.2</td><td>82.4</td><td>126.6</td><td>110.6</td><td>110.9</td><td>138.5</td><td>21.3</td><td>46.9</td></tr></table>	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均気温	-0.4	0.2	4	9.9	16.6	19.4	23.6	24.9	20.3	13.8	7.5	2	降水量	73.1	35.6	48.6	51.8	42.2	82.4	126.6	110.6	110.9	138.5	21.3	46.9	(2) 気候 町の過去5年間(平成13年～平成17年)の年平均気温は11.3度となっているが、夏は30度以上、冬はマイナス10度以下と年間の寒暖の差が大きくなっている。  <table><caption>山ノ内町の気象(過去5年平均)</caption><tr><th>月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th></tr><tr><td>平均気温</td><td>-0.4</td><td>0.2</td><td>4</td><td>9.9</td><td>16.6</td><td>19.4</td><td>23.6</td><td>24.9</td><td>20.3</td><td>13.8</td><td>7.5</td><td>2</td></tr><tr><td>降水量</td><td>73.1</td><td>35.6</td><td>48.6</td><td>51.8</td><td>42.2</td><td>82.4</td><td>126.6</td><td>110.6</td><td>110.9</td><td>138.5</td><td>21.3</td><td>46.9</td></tr></table>	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均気温	-0.4	0.2	4	9.9	16.6	19.4	23.6	24.9	20.3	13.8	7.5	2	降水量	73.1	35.6	48.6	51.8	42.2	82.4	126.6	110.6	110.9	138.5	21.3	46.9	気象データを最新に更新
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																							
平均気温	-0.4	0.2	4	9.9	16.6	19.4	23.6	24.9	20.3	13.8	7.5	2																																																																							
降水量	73.1	35.6	48.6	51.8	42.2	82.4	126.6	110.6	110.9	138.5	21.3	46.9																																																																							
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																							
平均気温	-0.4	0.2	4	9.9	16.6	19.4	23.6	24.9	20.3	13.8	7.5	2																																																																							
降水量	73.1	35.6	48.6	51.8	42.2	82.4	126.6	110.6	110.9	138.5	21.3	46.9																																																																							
5	P6 第1編第4章	人口分布	(3) 人口分布 町の総人口は11,864人(外国人含む令和3年4月1日現在)で、年々減少傾向にあり、町の東部(沓野、湯田中、上条)地区に総人口の約半数が集中している。人口密度は1km²あたり約45人で、65歳以上の老年人口の割合は4割を超え増加している。  <table><caption>山ノ内町の人口分布</caption><tr><th>地区</th><th>東部</th><th>南部</th><th>西部</th><th>北部</th></tr><tr><td>世帯数</td><td>2,600</td><td>1,100</td><td>800</td><td>500</td></tr><tr><td>人口</td><td>5,800</td><td>2,800</td><td>2,300</td><td>1,000</td></tr><tr><td>65歳以上割合</td><td>41%</td><td>41%</td><td>39%</td><td>45%</td></tr></table>	地区	東部	南部	西部	北部	世帯数	2,600	1,100	800	500	人口	5,800	2,800	2,300	1,000	65歳以上割合	41%	41%	39%	45%	(3) 人口分布 町の総人口は約14,704人(外国人含む____)で、年々減少傾向にあり、町の東部(沓野、湯田中、上条)地区に総人口の約半数が集中している。人口密度は1km²あたり約57人で、65歳以上の老年人口の割合は約3割となっている。  <table><caption>山ノ内町の人口分布</caption><tr><th>地区</th><th>東部</th><th>南部</th><th>西部</th><th>北部</th></tr><tr><td>世帯数</td><td>2,600</td><td>1,100</td><td>800</td><td>500</td></tr><tr><td>人口</td><td>7,500</td><td>3,500</td><td>2,800</td><td>1,800</td></tr><tr><td>65歳以上割合</td><td>30%</td><td>32%</td><td>28%</td><td>35%</td></tr></table>	地区	東部	南部	西部	北部	世帯数	2,600	1,100	800	500	人口	7,500	3,500	2,800	1,800	65歳以上割合	30%	32%	28%	35%	人口分布データを最新に更新																																						
地区	東部	南部	西部	北部																																																																															
世帯数	2,600	1,100	800	500																																																																															
人口	5,800	2,800	2,300	1,000																																																																															
65歳以上割合	41%	41%	39%	45%																																																																															
地区	東部	南部	西部	北部																																																																															
世帯数	2,600	1,100	800	500																																																																															
人口	7,500	3,500	2,800	1,800																																																																															
65歳以上割合	30%	32%	28%	35%																																																																															

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
6	P8 第1編第5章	計画対象とする 事態	(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃 ②留意点 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む。)と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の <u>退避</u> の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。	(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃 ②留意点 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む。)と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の <u>避難</u> 指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。	国の基本指針及び長野県 国民保護計画の変更に伴 う変更
7	P8 第1編第5章	計画対象とする 事態	(3) 弾道ミサイル攻撃 ①特 徴 ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭またはNBC弾頭(「Nuclear」(核)、「 <u>Biological</u> 」(生物)、「 <u>Chemical</u> 」(化学))を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。	(3) 弾道ミサイル攻撃 ①特 徴 ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭またはNBC弾頭(「Nuclear」(核)、「 <u>biological</u> 」(生物)、「 <u>chemical</u> 」(化学))を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。	国の基本指針及び長野県 国民保護計画の変更に伴 う変更
8	P9 第1編第5章	計画対象とする 事態	(5)特別な対処が必要となるNBC攻撃(<u>核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。</u>)に関し、以下のとおりその特徴等を示している。 ①核兵器等 イ 核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、 <u>爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</u>	(5)特別な対処が必要となるNBC攻撃(<u>核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた核兵器による攻撃をいう。以下同じ。</u>)に関し、以下のとおりその特徴等を示している。 ①核兵器等 イ 核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、 <u>爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</u>	国の基本指針及び長野県 国民保護計画の変更に伴 う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
9	P10 第1編第5章	計画対象とする事態	(5) <u>ク 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退避時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u>	(新設)	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
10	P12 第2編第1章	町組織・体制関係	第1 1 町の各課における平素の業務 町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。	第1 1 町の各部における平素の業務 町の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。	町の組織改編に伴う変更
11	P12 第2編第1章	町組織・体制関係	【町の各課における平素の業務】 (表は別紙「①平素の業務」シートに表示)	【町の各部における平素の業務】 (表は別紙「①平素の業務」シートに表示)	町の組織改編に伴う変更 (別紙あり)
12	P13 第2編第1章	町組織・体制関係	※国民保護に関する業務の総括、各課の調整、企画立案等については、 <u>危機管理課長</u> が行う。	※国民保護に関する業務の総括、各部の調整、企画立案等については、 <u>総務課長</u> が行う。	町の組織改編に伴う変更
13	P13 第2編第1章	町組織・体制関係	【町における24時間体制の確保について】 (1)町各課等での対応充実	【町における24時間体制の確保について】 (1)町各部等での対応充実	町の組織改編に伴う変更
14	P14 第2編第1章	町組織・体制関係	(3) 町の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準】 体 制 参集基準 ①担当課体制 国民保護担当課職員が参集	(3) 町の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準】 体 制 参集基準 ①担当部体制 国民保護担当部職員が参集	町の組織改編に伴う変更
15	P14 第2編第1章	町組織・体制関係	(3) 町の体制及び職員の参集基準等 【事態の状況に応じた初動体制の確立】 表内 <u>全課局</u>	(3) 町の体制及び職員の参集基準等 【事態の状況に応じた初動体制の確立】 表内 <u>全部局</u>	町の組織改編に伴う変更
16	P14 第2編第1章	町組織・体制関係	(4) 幹部職員等への連絡手段の確保 町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。	(4) 幹部職員等への連絡手段の確保 町の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。	文言の整理
17	P15 第2編第1章	町組織・体制関係	4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (1)国民の権利利益の迅速な救済 町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。	4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (1) 国民の権利利益の迅速な救済 町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部を定める。	町の組織改編に伴う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
18	P15 第2編第1章	町組織・体制 関係	第1 4 国民の権利利益の救済に係る手続等 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 (表は別紙「②手続項目一覧」シートに表示)	第1 4 国民の権利利益の救済に係る手続等 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 (表は別紙「②手続項目一覧」シートに表示)	町の組織改編に伴う変更 (別紙あり)
19	P20 第2編第1章	エムネット、J アラート関係	第4 1 基本的な考え方 (2)体制の整備に当たっての留意事項 表内 施設・設備面 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複 数の情報伝達手段の整備(緊急情報ネットワークシ ステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J- ALERT)、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝 送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の 障害発生時における情報収集体制の整備を図る。	第4 1 基本的な考え方 (2)体制の整備に当たっての留意事項 表内 施設・設備面 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複 数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多 ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生 時における情報収集体制の整備を図る。	国の基本指針及び長野県 国民保護計画の変更に伴 う変更
20	P20 第2編第1章	エムネット、J アラート関係	第4 1 基本的な考え方 (2)体制の整備に当たっての留意事項 表内 運用面 ・ <u>町民</u> に情報を提供するに当たっては、防災行政無 線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、 <u>障がい</u> <u>者</u> 、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する 者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と 考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な 検討を行い、体制の整備を図る。	第4 1 基本的な考え方 (2)体制の整備に当たっての留意事項 表内 運用面 ・ <u>国民</u> に情報を提供するに当たっては、防災行政無 線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、 <u>障害</u> <u>者</u> 、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する 者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と 考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な 検討を行い、体制の整備を図る。	文言の整理
21	P21 第2編第1章	エムネット、J アラート関係	第4 2 警報等の伝達に必要な準備 (1)町は、知事から警報の内容の通知があった場合 の住民及び関係団体への伝達方法等についてあら かじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達 方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を 図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議 会____等との協力体制を構築するなど、高齢者、 <u>障がい者</u> 、外国人等に対する伝達に配慮する。(そ の際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議 の上、その役割を考える必要がある。)	第4 2 警報等の伝達に必要な準備 (1)町は、知事から警報の内容の通知があった場合 の住民及び関係団体への伝達方法等についてあら かじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達 方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を 図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議 会、 <u>国際交流協会</u> 等との協力体制を構築するなど、 高齢者、 <u>障害者</u> 、外国人等に対する伝達に配慮す る。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分 な協議の上、その役割を考える必要がある。)	文言の整理

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
22	P21 第2編第1章	エムネット、J アラート関係	第4 2 警報等の伝達に必要な準備 <u>(3)全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備</u> <u>町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報</u> <u>を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時</u> <u>警報システム(J-ALERT)を整備する。</u>	第4 2 警報等の伝達に必要な準備 <u>(新設)</u>	国の基本指針及び長野県 国民保護計画の変更に伴 う変更
23	P21 第2編第1章	エムネット、J アラート関係	第4 2 警報等の伝達に必要な準備 <u>(4)県警察との連携</u> <u>(5)国民保護に係るサイレンの住民への周知</u> <u>(6)大規模集客施設等に対する警報の伝達のため</u> <u>の準備</u> <u>(7)民間事業者からの協力の確保</u>	第4 2 警報等の伝達に必要な準備 <u>(3)県警察との連携</u> <u>(4)国民保護に係るサイレンの住民への周知</u> <u>(5)大規模集客施設等に対する警報の伝達のため</u> <u>の準備</u> <u>(6)民間事業者からの協力の確保</u>	国の基本指針及び長野県 国民保護計画の変更に伴 う変更
24	P22 第2編第1章	安否情報シス テム関係	第4 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は 負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、 <u>原則</u> <u>として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及</u> <u>び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手</u> <u>続きその他の必要な事項を定め省令(以下「安否情</u> <u>報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び</u> <u>第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報</u> <u>システム(※1)を用いて県に報告する。</u> <u>(※1)武力攻撃やテロなどの事態が発生した際に、</u> <u>被災地住民の安否情報を収集・整理・提供する総務</u> <u>省消防庁の情報照会システム。</u>	第4 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は 負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、 <u>武力</u> <u>攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安</u> <u>否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事</u> <u>項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1</u> <u>条に規定する様式第1号の安否情報報告書の様式</u> <u>により、都道府県に報告する。</u>	国の基本指針及び長野県 国民保護計画の変更に伴 う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
25	P22 第2編第1章	安否情報システム関係	第4 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)安否情報の種類、収集及び報告の様式 【収集・報告すべき情報】 1 避難住民(負傷した住民も同様) ⑤ 住所(郵便番号を含む) ⑥ 国籍 ⑫ 親族、同居者からの照会に対して①～⑪の項目を回答することの希望の有無 ⑬ 知人からの照会に対して①、⑦、⑧の項目を回答することの希望の有無 ⑭ 親族、同居者、知人以外の者からの照会に対して①～⑪の項目を回答することの同意の有無 2 死亡した住民 (上記①～⑦に加えて) ⑰ 連絡先その他必要事項 ⑱ 親族、同居者、知人以外の者からの照会に対して①～⑪の項目を回答することの同意	第4 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1)安否情報の種類、収集及び報告の様式 【収集・報告すべき情報】 1 避難住民(負傷した住民も同様) ⑤ 住所() ⑥ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。) ⑫ 親族、同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望 ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意 2 死亡した住民 (上記①～⑦、⑪、⑭に加えて) —	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
26	P24 第2編第1章	訓練関係	第5 2 訓練 (1)町における訓練の実施 町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	第5 2 訓練 (1)町における訓練の実施 町は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
27	P25 第2編第1章	訓練関係	第5 2 訓練 (3)訓練に当たっての留意事項 ②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、区、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。	第5 2 訓練 (3)訓練に当たっての留意事項 ②国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、区、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。	文言の整理
28	P26 第2編第2章	避難行動要 支援者関係	1 避難に関する基本的事項 【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ○住宅地図 ○区域内の道路網のリスト ○輸送力のリスト ○避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース) ○備蓄物資、調達可能物資のリスト ○生活関連等施設等リスト ○関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 ○区、自主防災組織等の連絡先等一覧 ○消防機関のリスト <u>○避難行動要支援者名簿</u>	1 避難に関する基本的事項 【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ○住宅地図 ○区域内の道路網のリスト ○輸送力のリスト ○避難施設のリスト(データベース策定後は、当該データベース) ○備蓄物資、調達可能物資のリスト ○生活関連等施設等リスト ○関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定 ○区、自主防災組織等の連絡先等一覧 ○消防機関のリスト <u>○災害時要援護者の避難支援プラン</u>	国の基本指針及び長野県 国民保護計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
29	P26 第2編第2章	避難行動要 支援者関係	1 避難に関する基本的事項 (3)高齢者、<u>障がい者等避難行動要支援者</u>への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、<u>障がい者</u>等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 <u>※【避難行動要支援者名簿について】</u> <u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。</u> <u>（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</u> <u>避難行動支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u> <u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は避難行動支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u>	1 避難に関する基本的事項 (3)高齢者、<u>障害者等災害時要援護者</u>への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、<u>障害者</u>等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 (新設)	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
30	P28 第2編第2章	避難施設関係	5 避難施設の指定への協力 町は、県が行う避難施設の指定に際しては、<u>施設の収容人数、構造、保有設備等の</u>必要な情報を提供するなど県に協力する。	5 避難施設の指定への協力 町は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
31	P29 第2編第2章	生活関連等 施設の種類 及び所管省 庁	第27条 1号 発電所(最大出力5万kw以上) 変電所(使用電力10万V以上) 9号 国土交通省 第28条 5号 原子力規制委員会 6号 原子力規制委員会 7号 原子力規制委員会 8号 毒劇薬(医薬品医療機器等法)	第27条 1号 発電所() 変電所() 9号 国土交通省、農林水産省 第28条 5号 文部科学省、経済産業省 6号 文部科学省、経済産業省 7号 文部科学省、経済産業省 8号 毒劇薬(薬事法)	国の基本指針及び長野県 国民保護計画の変更に伴 う変更
32	P31 第2編第4章	啓発	1 国民保護措置に関する啓発 (1)啓発の方法 町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、 パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体 を活用して、国民保護措置の重要性について継続的 に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等 を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対 しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用す るなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、 防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。	1 国民保護措置に関する啓発 (1)啓発の方法 町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、 パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体 を活用して、国民保護措置の重要性について継続的 に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等 を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対 しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用す るなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防 災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。	文言の整理
33	P33 第3編第1章	緊急事態連 絡室等の設 置	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及 び初動措置 (1)緊急事態連絡室等の設置 ①町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷す る行為等の事案の発生を把握した場合においては、 速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町と して的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡 室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部 員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対 処に不可欠な少人数の要員により構成する。 【町緊急事態連絡室の構成等】 ・副町長 ・国民保護担当課長	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及 び初動措置 (1)緊急事態連絡室等の設置 ①町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷す る行為等の事案の発生を把握した場合においては、 速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、町と して的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡 室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部 員のうち、国民保護担当部長など、事案発生時の対 処に不可欠な少人数の要員により構成する。 【町緊急事態連絡室の構成等】 ・助役 ・国民保護担当部長	町の組織改編に伴う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
34	P34 第3編第1章	緊急事態連絡室等の設置	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 (4)対策本部への移行に要する調整 【災害対策基本法との関係について】 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係部署に対し周知徹底する。	1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 (4)対策本部への移行に要する調整 【災害対策基本法との関係について】 災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係部に対し周知徹底する。	町の組織改編に伴う変更
35	P36 第3編第2章	対策本部関係	1 町対策本部の設置 (1)町対策本部の設置の手順 ③町対策本部及び町対策本部職員の参集 町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、携帯電話・職員参集メール等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。 ④町対策本部の開設 町対策本部担当者は、町庁舎内に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。	1 町対策本部の設置 (1)町対策本部の設置の手順 ③町対策本部及び町対策本部職員の参集 町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、携帯電話____等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。 ④町対策本部の開設 町対策本部担当者は、町庁舎庁議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。	町職員への連絡方法の追加及び対策本部設置場所の変更
36	P37 第3編第2章	対策本部関係	1 町対策本部の設置 (3)町対策本部の組織構成及び機能 (表は別紙「③対策本部組織構成等」シートに表示))	1 町対策本部の設置 (3)町対策本部の組織構成及び機能 (表は別紙「③対策本部組織構成等」シートに表示))	町の組織改編に伴う変更 (別紙あり)
37	P42 第3編第2章	通信手段	2 通信の確保 町は、携帯電話、衛星携帯電話____若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	2 通信の確保 町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保す	文言の整理

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
38	P43 第3編第3章	武力攻撃事態等合同対策協議会関係	1 国・県の対策本保との連携 (2)国・県の現地対策本部との連携 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u>	1 国・県の対策本保との連携 (2)国・県の現地対策本部との連携 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
39	P44 第3編第3章	防衛省関係	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1)町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方<u>連絡</u>部長又は町の協議会の委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、<u>海上自衛隊にあつては当該区域を警戒区域とする地方総監</u>、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面司令官等を介し、<u>防衛大臣</u>に連絡する。	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1)町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方<u>協力本</u>部長又は町の協議会の委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面司令官等を介し、<u>防衛庁長官</u>に連絡する。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更 (一部記載漏れを含む。)

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
40	P47 第3編第4章	警報の伝達 先	第1 警報の内容の伝達等 1 警報の内容の伝達等 (1)警報の内容の伝達 ① 町長は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体(消防団、区、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、<u>商工会</u>、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。 (2)警報の内容の通知 ① 町長は、当該町の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。 ② 町長は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/に警報の内容を掲載する。	第1 警報の内容の伝達等 1 警報の内容の伝達等 (1)警報の内容の伝達 ① 町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体(消防団、区、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、<u>商工会議所</u>、<u>商工会</u>、<u>青年会議所</u>、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。 (2) 警報の内容の通知 ① 町は、当該町の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、保育園など)に対し、警報の内容を通知する。 ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/に警報の内容を掲載する。	町内に存在しない団体を削除及び伝達者を変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
41	P47 第3編第4章	エムネット、J アラート関係	第1 警報の内容の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 (1)警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u> ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする<u>防災情報メール及び公式LINE</u>による広報などの手段により、周知を図る。 <u>※全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u>	第1 警報の内容の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 (1)警報の内容の<u>伝達方法については、当面の間は、現在、町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u> ②「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする<u>有線放送</u>による広報などの手段により、周知を図る。 <u>【全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合の対応】</u> <u>弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により、防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
42	P48 第3編第4章	避難行動要 支援者関係	第1 警報の内容の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 (2)町長は、消防機関と連携し、あるいは区や自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、区、自主防災組織や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3)警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	第1 警報の内容の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 (2)町長は、消防機関と連携し、あるいは区や自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、区、自主防災組織や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
43	P51 第3編第4章	避難行動要 支援者関係	第2 避難住民の誘導等 2 避難実施要領の策定 (1)避難実施要領の策定 【県計画における「町の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】 ⑧高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応	第2 避難住民の誘導等 2 避難実施要領の策定 (1)避難実施要領の策定 【県計画における「町の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】 ⑧高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応	文言の整理
44	P51 第3編第4章	避難行動要 支援者関係	第2 避難住民の誘導等 2 避難実施要領の策定 (2)避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ⑥要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)	第2 避難住民の誘導等 2 避難実施要領の策定 (2)避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ⑥ 要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン災害時要援護者支援班の設置)	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
45	P53 第3編第4章	消防組織	第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (1)町長による避難住民の誘導 町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、また、<u>岳南広域消防組合長及び消防長</u>と連携して、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、区、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。(特に、街部等の人的関係が希薄な地区は重要である。) なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。	第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (1)町長による避難住民の誘導 町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団長を指揮し、また、<u>消防に関する事務を処理する組合(以下「消防組合」という。)の管理者又は長</u>と連携して、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、区、自主防災組織、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。(特に、街部等の人的関係が希薄な地区は重要である。) なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。	消防組織の表記の変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
46	P53 第3編第4章	避難行動要 支援者関係	第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (2)消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。<u>町は、これらの活動を円滑に進めるため、岳南広域消防組合長及び消防長と、国民保護計画及び避難実施要領のパターンについて、あらかじめ十分な調整を行う。</u> 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (2)消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 【消防事務を共同処理している場合】 <u>消防事務を共同処理している町においては、当該消防機関は当該町の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、町長は、当該消防組合の管理者等に対し、当該消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から町の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更 消防組織及び調整方法の表記の変更
	DS4	避難行動要	第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (6)大規模集客施設等における避難 <u>町は、大規模集客施設や旅客運送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u> (7)高齢者、障がい者等への配慮 町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障がい者</u>団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運	第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (6)高齢者、<u>障害者</u>等への配慮 町長は、高齢者、<u>障害者</u>等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障害者</u>団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
47	第3編第4章	避難行動要 支援者関係	送手段の確保を的確に行うものとする(また、「<u>避難行動要支援者名簿</u>」を<u>活用しながら</u>対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。) (中略) (8)残留者等への対応 (9)避難所等における安全確保等 (10)動物の保護等に関する配慮 (11)通行禁止措置の周知 (12)県に対する要請等 (13)避難住民の運送の求め等 (14)避難住民の復帰のための措置	確保を的確に行うものとする(また、「<u>避難支援プラン</u>」を<u>策定している場合は、当該プランに沿って</u>対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。) (中略) (7)残留者等への対応 (8)避難所等における安全確保等 (9)動物の保護等に関する配慮 (10)通行禁止措置の周知 (11)県に対する要請等 (12)避難住民の運送の求め等 (13)避難住民の復帰のための措置	

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
48	P55 第3編第4章	周知関係	第2 避難住民の誘導 3 避難住民の誘導 弾道ミサイル攻撃の場合 ①弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 （実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、<u>地下街、地下駅舎等の地下施設</u>に避難することとなる。<u>適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守り、屋内にいる場合は、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動させる。</u>） ②（略） ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて<u>困難であり、また</u>、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、<u>町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u>	第2 避難住民の誘導 3 避難住民の誘導 弾道ミサイル攻撃の場合 ①弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 （実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階<u>等</u>に避難することとなる。<u>　</u>） ②（略） ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて<u>困難である。</u> このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
49	P58 第3編第4章	事態別の避難に関する留意点	<u>NBC攻撃の場合</u> <u>町長は、避難誘導する者に防護服を着用させるなど安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うなどに留意して避難誘導を行う。</u>	<u>（追加）</u>	他自治体の計画を参照

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
50	P59 第3編第5章	救援事務移 管関係	3 救援の内容 (1)救援の基準等 町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成25年内閣府省告示第229号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。 (2) 救援における県との連携 町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。 また、<u>県</u>と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。	3 救援の内容 (1)救援の基準等 町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。 (2) 救援における県との連携 町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。 また、<u>都道府県</u>と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
51	P60 第3編第6章	安否情報システム関係	1 安否情報の収集 ※安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。 安否情報収集・整理・提供の流れ 収集項目 1 避難住民(負傷した住民も同様) ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所(郵便番号を含む) ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前番号のいずれかに掲げる情報が不明である場合に於いて、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑧ 負傷(病状)の状況 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報 ⑫ 親族・同居者からの報告に対して①～⑥の項目を回答することの希望の有無 ⑬ 知人からの報告に対して、①、②、③の項目を回答することの希望の有無 ⑭ 親族・同居者、知人以外の者からの報告に対して、①～⑥の項目を回答することの同意の有無 2 死亡した住民(上記①～⑥に於いて) ① 死亡の日時、場所及び状況 ② 遺体が安置されている場所 ③ 遺体先その他の必要事項 ④ 親族・同居者、知人以外の者からの報告に対して、①～⑥の項目を回答することの同意の有無 国民 照会・回答 町長 県知事 総務大臣(消防) 報告 報告 報告 収集 収集に協力 避難施設・関係機関等 県警察 ※システムとは、安否情報システム(以下「システム」という。)による安否情報の入力を行う。	1 安否情報の収集 ※安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。 安否情報収集・整理・提供の流れ 収集項目 1 避難住民(負傷した住民も同様) ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所 ⑥ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。) ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前番号のいずれかに掲げる情報が不明である場合に於いて、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑧ 負傷(病状)の状況 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の情報(必要と認められる情報)の収集 ⑫ 親族・同居者からの報告の希望 ⑬ 知人からの報告の希望 ⑭ 親族・同居者、知人以外の者への報告又は2者の同意 2 死亡した住民(上記①～⑥、⑧、⑨に於いて) ① 死亡の日時、場所及び状況 ② 遺体の安置されている場所 国民 照会・回答 町長 県知事 総務大臣(消防) 報告 報告 報告 収集 収集に協力 避難施設・関係機関等 県警察 ※平成19年度以降は、安否情報システムにより安否情報の収集・整理・照会回答に対応する予定となっている。	
52	P61 第3編第6章	安否情報システム関係	2 県に対する報告 町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	2 県に対する報告 町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
53	P64 第3編第7章	屋内退避の指示	第2 応急措置等 (2) 退避の指示に伴う措置等 ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、防災情報メール及び公式LINE等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。	第2 応急措置等 (2) 退避の指示に伴う措置等 ① 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、有線放送、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。	広報手段の変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
54	P68 第3編第7章	消防に関する 措置	第2 応急措置等 4 消防に関する措置等 (8) 安全の確保 ⑤ ⑤ 町長、水防管理者又は消防長は、特に現場 で活動する消防職団員___等に対し、必ず特殊標章 等を交付し着用させるものとする。	第2 応急措置等 4 消防に関する措置等 (8) 安全の確保 ⑤ ⑤ 町長、水防管理者又は消防長は、特に現場 で活動する消防職団員、 <u>水防団員</u> 等に対し、必ず特 殊標章等を交付し着用させるものとする。	町消防組織の改正
55	P69 第3編第7章	生活関連施 設	(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると 認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、 <u>(1)の【措置】</u> の①から③の措置を講ずるために必要 があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危 険物質等の管理の状況について報告を求める。	(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると 認めるときは、警備の強化を求める。また、町長は、 <u>(1)の①から③の措置</u> を講ずるために必要があると認 める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等 の管理の状況について報告を求める。	文言の整理
			第4 <u>武力攻撃原子力災害及び</u>NBC攻撃による災 害への対処等 町は、<u>武力攻撃原子力災害への対処等につい ては、原則として、地域防災計画(原子力災害対 策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる ものとし、また、NBC攻撃による災害への対処に ついては、国の方針に基づき必要な措置を講ず る。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻</u> <u>1 武力攻撃原子力災害への対処</u> 町は、<u>柏崎市に所在する原子力事業所が武力攻 撃災害を受けた場合における周囲への影響にかん がみ、次に掲げる措置を講ずる。</u> この場合において、原子力事業所は危険物質等の 取扱所として生活関連等施設に該当することから、 生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取 扱所に関する措置もあわせて講ずる。 (1)地域防災計画(原子力災害対策編)等に準じた措 置の実施 町は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武 力攻撃原子力災害への対処及び武力攻撃に伴う原 子力艦の原子力災害への対処に関する措置の実施 に当たっては、原則として、地域防災計画(原子力災	第4 ___NBC攻撃による災害への対処等 町は、___NBC攻撃による災害への対処 については、国の方針に基づき必要な措置を講 ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処 に当たり必要な事項について、以下のとおり定め (追加)	武力攻撃原子力災害の記 載を追加する変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
56	P70 第3編第7章	武力攻撃原子力災害関係	害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。 (2)放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 ①町長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。 ②町長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にもその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。 ③町長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。 ④町長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。 (3)モニタリングの実施 町によるモニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。 (4)住民の避難誘導 ①町長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。 ②町長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待つかとまがない場合は、その判断により、地域		

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
			の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。 (5)武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 ①町は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。 ②町は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。 (6)国への措置命令の要請等 町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。 また、町長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。 (7)安定ヨウ素剤の服用 町長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。 (8)避難退域時検査及び簡易除染の実施 町長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。 (9)飲食物の摂取制限等 町長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。 (10)職員の安全の確保 町長又は岳南広域消防組合長若しくは消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻		

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
			武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。		
57	P72～P73 第3編第7章	消防組織	第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 <u>2</u> NBC攻撃による災害への対処 (5)町長及び<u>岳南広域消防組合長若しくは消防長</u>の権限 町長又は<u>岳南広域消防組合長若しくは消防長</u>は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。 <u>【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】</u> <u>国民保護法第108条第1項</u> 町長又は<u>岳南広域消防組合長若しくは消防長</u>は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。 (略) (6)要員の安全の確保 町長又は<u>岳南広域消防組合長若しくは消防長</u>は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。	第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 <u>1</u> NBC攻撃による災害への対処 (5)町長及び<u>関係消防組合の管理者若しくは長</u>の権限 町長又は<u>関係消防組合の管理者若しくは長</u>は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。 <u>(表上部に追加)</u> <u>(表中に追加)</u> 町長又は<u>関係消防組合の管理者若しくは長</u>は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。 (略) (6)要員の安全の確保 町長又は<u>関係消防組合の管理者若しくは長</u>は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。	消防組織の表記の変更

一連番号	該当ページ／ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
58	P74 第3編第7章	近隣県に所在する原子力事業所が武力攻撃原子力災害を受けた場合	(7)近隣県に所在する原子力事業所が武力攻撃原子力災害を受けた場合 町は、近隣県に所在する原子力事業所が武力攻撃原子力災害を受けた場合においては、風等の影響により、非常に広範囲の地域で被爆等の被害発生が懸念されるため、武力攻撃原子力災害に係る情報について、国、県のほか関係機関等からの収集に努め、当該情報を速やかに住民等に提供するとともに、NBC攻撃による災害等への対処を参考にし、住民等への被害を最小限にするための応急対策を行う。	(追加)	他自治体の計画を参照
59	P75 第3編第9章	保健衛生	1 保健衛生の確保 (1)保健衛生対策 町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。	1 保健衛生の確保 (1)保健衛生対策 町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、 <u>障害者</u> その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。	文言の整理
60	P76 第3編第9章	廃棄物処理対策	2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>災害廃棄物対策指針</u> 」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	2 廃棄物の処理 (2) 廃棄物処理対策 ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「 <u>震災廃棄物対策指針</u> 」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
61	P76 第3編第10章	生活関連物資	町は、武力攻撃事態等においては、 <u>生活関連物資</u> の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定め	町は、武力攻撃事態等においては、 <u>水</u> の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。	国の基本指針及び長野県国民保護計画の変更に伴う変更
62	資料編	資料編全般	別添のとおり	(新設)	未作成であったため新設

変更案

課 名	平素の業務
危機管理課	・国民保護協議会の運営に関する事 ・町国民保護対策本部に関する事 ・避難実施要領の策定に関する事 ・物資及び資材の備蓄等に関する事 ・国民保護措置についての訓練に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・住民に対する警報—及び緊急通報の内容の伝達手段の整備に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事
総 務 課	・職員の配置、服務に関する事 ・情報収集、提供等の体制整備に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事
税 務 課	・住家等の被災情報の収集、報告に必要な準備に関する事
健康福祉課	・避難施設の運営体制の整備に関する事 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・廃棄物処理に関する事
建設水道課	・道路・河川等の復旧体制の整備に関する事 ・緊急輸送道路の確保に係る体制整備に関する事 ・交通規制に係る関係機関との連絡調整体制の整備に関する事
農 林 課	・農林漁業関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事
観光商工課	・観光商工関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事
教育委員会	・小中学校との連絡調整に関する事 ・小中学校の教育に係る体制整備に関する事
会 計 室	・災害応急費用等の出納及び応急災害物品等の調達に関する事
議会事務局	・町議会との連絡調整に関する事
消 防 課	・消防活動体制の整備に関する事 ・関係機関との連携体制の整備に関する事 ・消防団との連携体制の整備に関する事

現行

部 名	平素の業務
総務部	・国民保護協議会の運営に関する事 ・町国民保護対策本部に関する事 ・避難実施要領の策定に関する事 ・物資及び資材の備蓄等に関する事 ・国民保護措置についての訓練に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事
健康福祉部	・避難施設の運営体制の整備に関する事 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・廃棄物処理に関する事
建設水道部	・復旧に関する事

変更案		
-----	--	--

項 目	内 容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	健康福祉課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	健康福祉課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	健康福祉課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	危機管理課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	危機管理課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		総務課
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		総務課

※表内の「法」とは、国民保護法をいう。

現行		
----	--	--

項 目	内 容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	総務部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	総務部
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	総務部
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	企画政策部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務部
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		総務部
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		総務部

変更案		
本部員(部長・部付)・担当職	班長・班付担当職	分 掌 事 務
危機管理部 (危機管理課長) 部付 総務課長	地域防災班 (危機管理係長) 班付 (庶務文書係長) (移住交流推進係長)	1 本部の運営、連絡調整に関すること(本部会議の運営を含む) 2 関係機関・団体等に対する協力及び応援要請並びに受援時の運用調整に関すること (削除) 3 自衛隊の派遣要請に関すること 4 気象観測、予警報等の収集伝達に関すること 5 災害情報収集及び被害状況の取まとめ並びに関係機関への報告に関すること 6 町国民保護協議会との連絡に関すること 7 災害時の記録に関すること 8 防災行政無線(戸別受信機、防災情報メールを含む。)に関すること(住民への広報を除く) 9 緊急通行車両の確認申出に関すること 10 渉外(報道対応含む)に関すること 11 消防・水防機関及び自主防災組織との連絡調整に関すること 12 災害予防の啓発に関すること 13 住民の避難指示等に関すること (削除) (削除)
総務部 (総務課長)	総務班 (庶務文書係長)	1 職員の動員及び派遣・応援に関すること 2 公務災害に関すること 3 災害の記録に関すること 4 部内の連絡調整に関すること
	財政・管財班 (財政係長) 班付 (企画係長) (管財・有線係長) (公社・地域振興係)	1 災害経費の予算措置等に関すること 2 災害応急物品資材の購入に関すること 3 住民への広報に関すること 4 町有財産・造営物の被害調査及び応急対策に関すること(行政財産は各主管の部が担当する) (削除)
税務部	調査班	1 人の被害調査に関すること

現行		
本部員(部長・部付)・担当職	班長・班付担当職	分 掌 事 務
総務部 (総務部長) 部付 総務部副部長	地域防災班 (地域防災グループリーダー)	1 本部の運営、連絡調整に関すること(本部会議の運営を含む) 2 関係機関・団体等に対する協力及び応援要請に関すること 3 職員の動員及び派遣・応援に関すること 4 自衛隊の派遣要請に関すること 5 気象観測、予警報等の収集伝達に関すること 6 災害情報収集及び被害状況の取まとめ並びに関係機関への報告に関すること 7 町国民保護協議会との連絡に関すること 8 災害時の記録に関すること 9 防災行政無線_____に関すること 10 緊急車両・輸送に関すること 11 渉外(報道対応含む)に関すること 12 消防・水防機関及び自主防災組織との連絡調整に関すること 13 災害予防の啓発に関すること 14 住民の避難指示_に関すること 15 罹災証明に関すること 16 新聞・テレビなどのマスコミ対応
総務部 (総務部長) 部付 (総務部副部長)	(新設)	(新設)
	庶務班 (行政管理グループリーダー)	1 町有財産・造営物の災害応急対策に関すること(行政財産は各主管の部が担当する) 2 開発公社施設等の応急対策に関すること 3 有線放送施設の保守に関すること 4 公務災害に関すること(行政財産は各主管の部が担当する) 5 部内の連絡調整に関すること
	調査班	1 人の被害調査に関すること

(税務課長)	(課税係長) 班付	2 住家(住宅・非住宅)の被害調査に関する事 3 税の措置に関する事 4 本部長の命ずる応急対策に関する事
(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)
健康福祉部 (健康福祉課長)	救助班 (福祉係長) 班付 (子ども支援係長)	1 避難所の開設及び管理運営に関する事 2 炊き出しその他による救援食糧及び生活必需品の供給に関する事 3 災害義援金・見舞金に関する事 4 罹災者の指導、収容に関する事 5 保育園児の避難に関する事 6 保育施設の被害調査及び応急対策に関する事 7 災害時要援護者対策に関する事 8 避難者名簿の作成に関する事 (削除) (削除)
	環境衛生班 住民環境係長	1 清掃及びし尿処理に関する事 2 公害監視及びその他応急対策に関する事 3 交通安全協会との連絡調整に関する事 4 廃棄物処理に関する事 5 罹災者の安否確認に関する事 6 死体収容所の開設に関する事 7 遺体の処理、埋火葬に関する事 8 有害物質の安全確保及び指導に関する事
	保健・感染症予防班 (健康づくり支援係長) 班付 (医療保険係長)	1 医療関係者の動員配置に関する事。 2 感染症予防活動及び食品衛生に関する事。 3 医薬品・衛生材料の供給に関する事。 4 負傷者の収容及び救護に関する事 5 医療施設の被害__調査に関する事。 6 保健施設の災害対策に関する事
	社会福祉班(介護支援係長) 班付	1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 社会福祉協議会との連絡調整に関する事

	(税務グループリーダー)	2 住家(住宅・非住宅)の被害調査に関する事 3 税の措置に関する事 4 本部長の命ずる応急対策に関する事
財政部 (企画政策部長)	財政班 (政策調整グループリーダー)	1 災害経費の予算措置等に関する事 2 災害応急物品資材の購入に関する事 3 災害応急費用等の出納に関する事 4 各部の応援に関する事
広報部 (企画政策部長)	広報班 (政策調整グループリーダー)	1 広報に関する事
健康福祉部 (健康福祉部長) 部付 健康福祉部副部長	救助班 (子育て・福祉グループリーダー)	1 避難所の開設及び管理__に関する事 2 __救援食糧及び生活必需品の供給に関する事 3 災害義援金・見舞金に関する事 4 罹災者の指導、収容に関する事 5 炊き出しに関する事 6 災害救助法に関する事 7 災害時要援護者対策に関する事 8 避難者名簿の作成に関する事 9 保育施設に関する事 10 保育園児の避難及び園内の応急対策に関する事
	住民生活班 (住民生活グループリーダー)	1 清掃及びし尿処理に関する事 2 公害監視及びその他応急対策に関する事 3 交通安全協会との連絡調整に関する事 4 廃棄物処理に関する事 5 罹災者の安否確認に関する事 6 死体収容所の開設に関する事 7 __埋火葬に関する事 8 有害物質の安全確保及び指導に関する事
	保健防疫班 (健康づくりグループリーダー)	1 医療関係者の動員配置に関する事。 2 防疫活動及び食品衛生に関する事。 3 医薬品・衛生材料の供給に関する事。 4 負傷者の収容及び救護に関する事 5 医療施設の被害状況調査に関する事。 6 保健施設の災害対策に関する事
	社会福祉班 (介護支援グループ)	1 社会福祉施設の災害対策に関する事 2 福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事

	(介護保険係長)	3 ボランティアの受入、配置調整及びニーズ調査に関する こと
農林部 (農林課長)	農政班 (農業振興係長)	(削除) (削除) 1 農業委員及び農協との連絡調整に関する こと 2 農作物等の被害調査及び応急対策に関する こと 3 農畜産物及び共同施設の被害調査及び応急対策に 関すること 4 農業共済の共済対策及び農業技術に関する こと 5 畜産衛生に関する こと
	耕地林務班班 (耕地林務係長)	1 農地・農業施設の被害調査並びに応急対策に関する こと 2 林道・林地及び治山施設等の被害調査並びに応急対 策に関する こと 3 木材の調達に関する こと (削除) (削除)
観光商工部 (観光商工課長)	観光商工班 (観光商工係長) 班付 (観光施設)	1 会社・商店等の企業の被害調査及び応急対策に関する こと 2 企業資金・融資の応急対策に関する こと 3 観光・商工業用施設等の被害調査及び応急対策に関 する こと 4 観光客の安全に関する こと
建設水道部 (建設水道課長)	建設班 (建設係長) 班付 (計画監理係長)	1 土木施設及び砂防施設等の被害調査及び応急対策に関 する こと 2 河川・道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関する こと 3 応急対策資材・機械等の調達、確保に関する こと 4 地滑り等急傾斜地の被害調査及び応急対策に関する こと 5 応急住宅の建設に関する こと 6 住宅の応急修理に関する こと 7 障害物除去及び緊急輸送に関する こと
	水道管理班	1 水道の被害調査及び応急対策に関する こと 2 部内の連絡調整に関する こと
	上下水道班 (上水道係長) 班付 (下水道係長)	1 水道施設の被害調査に関する こと 2 水道施設の災害対策、緊急措置及び復旧に関する こと 3 飲料水の確保及び供給対策に関する こと 4 配水施設の貯水量計測及び保安確保に関する こと 5 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する こと 6 農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関する こと 7 避難所仮設トイレの確保・設置に関する こと

	リーダー)	3 福祉施設入所者の安全対策、避難救助に関する こと 4 社会福祉協議会との調整に関する こと
産業振興部 (産業振興部長) 部付 産業振興部副部長	産業班 (地域産業グループ リーダー) 班付 (観光グループ リーダー)	1 会社・商店等の企業の被害調査及び応急対策に関する こと 2 企業資金・融資の応急対策に関する こと 3 農業委員及び農協への連絡に関する こと 4 農作物等の被害調査及び応急対策に関する こと 5 農畜産物及び共同施設の__応急対策に関する こと 6 農業共済の共済対策及び農業技術に関する こと 7 畜産衛生に関する こと
	施設班 (基盤整備グループ リーダー)	1 観光施設等の被害調査及び応急対策に関する こと 2 農地・農業施設の被害調査並びに応急対策に関する こと 3 林道・林地及び治山施設等の被害調査並びに応急対 策に関する こと 4 木材の調達に関する こと 5 部内の連絡調整に関する こと
	(新設)	(新設)
建設水道部 (建設水道部長) 部付 建設水道部副部長	建設班 (建設グループ リーダー)	1 土木施設及び砂防施設等の被害調査、応急対策に関 する こと 2 河川・道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関する こと 3 応急対策資材・機械等の調達、確保に関する こと 4 地滑り等急傾斜地の__応急対策に関する こと 5 応急住宅の建設に関する こと (新設) (新設)
	水道管理班	1 水道の被害調査及び応急対策に関する こと 2 部内の連絡調整に関する こと
	水道班 (上水道グループ リーダー)	1 水道施設の被害調査に関する こと 2 水道施設の災害対策、緊急措置及び復旧に関する こと 3 飲料水の確保及び供給対策に関する こと 4 配水施設の貯水量計測及び保安確保に関する こと (新設) (新設) (新設)

	(削除)	(削除)
教育部 (教育次長)	学校教育班 (学校教育係長) 班付 (給食センター所長)	1 学校教育施設の被害調査及び応急__対策に関すること 2 被災児童生徒の 応急教育対策 及び教材、学校用品等の交付に関すること 3 学校内の災害対策に関すること 4 教育施設の選定に関すること 5 児童生徒の安全対策及び避難救助に関すること 6 教職員の動員に関すること 7 給食施設の使用に関すること
	社会教育班 (生涯学習係長) 班付	1 社会教育 及び社会体育 施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 文化財の被害調査及び応急対策に関すること 3 施設利用者の安全確保に関すること 4 人権侵害に関すること
会計部 (会計管理者)	会計班 (会計係長)	1 災害応急費用等の出納に関すること 2 応急災害物品及び救助物資の調達に関すること 3 各部の応援に関すること
議会部 (議会事務)	議会監査班	1 議会との連絡調整に関すること。 2 監査委員との連絡調整に関すること。
消防部 (消防課長)	消防班 (消防係長)	1 消防団との連絡調整に関すること 2 岳南広域消防本部との連絡調整に関すること 3 危険物施設の安全対策に関すること 4 火災警戒区域の設定に関すること 5 行方不明者の捜索に関すること
ボランティア部 (社会福祉)	ボランティア班 (事務局次)	1 災害時要援護者に関すること(救助班と協力) 2 ボランティア活動等ボランティア全般に関すること 3 義援物資及び義援金に関すること

	下水道班 (下水道グループリーダー)	1 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 避難所仮設トイレの確保・設置に関すること 4 下水道施設の保全に関すること
教育部 (教育部長) 部付 教育部副部長	学校教育班(学校教育グループリーダー)	1 学校教育施設の被害調査及び応急 教育 対策に関すること 2 被災児童生徒の 把握 及び教材、学校用品等の交付に関すること 3 学校内の災害対策に関すること 4 教育施設の選定に関すること 5 児童生徒の安全対策及び避難救助に関すること 6 教職員の動員に関すること 7 給食施設の使用に関すること
	社会教育班(生涯学習グループリーダー)	1 社会教育 施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 文化財の被害調査及び応急対策に関すること 3 施設利用者の安全確保に関すること (新設)
(新設)	(新設)	(新設)
議会部 (議会事務)	議会監査班	1 議会との連絡調整に関すること。 2 監査委員との連絡調整に関すること。
(新設)	(新設)	(新設)
ボランティア部 (社会福祉)	ボランティア班 (事務局次)	1 災害時要援護者に関すること(救助班と協力) 2 ボランティア活動等ボランティア全般に関すること 3 義援物資及び義援金に関すること